

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は **1割のまま** 変わりません

平成26年4月から、あらたに70歳になる方で所得区分が現役並み所得者以外の方の窓口負担が2割に変更になります。ただし、すでに70歳になっている方の窓口負担は、引き続き1割に据え置かれます。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

・ 詳細は、資格課（03-5348-2988）へお問い合わせください。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月^{*}から医療費の 窓口負担が**2割**になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
(例) 平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

・ 詳細は、資格課 (03-5348-2988) へお問い合わせください。